

○ 財務省告示第二百六十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十三年七月八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年八月九日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百十五回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用等 第一項及び第六十二条第一項社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格

七		二		八		ロ		ロ																
イ	払	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	札	非	入								
競	格	入	入	入	・	・	債	入	入	入	・	・	債	発	競	入								
争	競	札	札	札	第	第	市	札	札	札	第	第	市	行	争	行								
入	争	発	発	発	Ⅱ	Ⅱ	場	発	発	発	Ⅰ	Ⅰ	場	入	入	行								
額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額								
九	二		で	た	条	特	で	た	条	特	十	に	規	万	一	付	一	会	七	つ	定	う	億	
十	兆		二	た	第	別	千	た	第	別	七	に	定	円	兆	国	項	計	億	い	に	ち	円	
三	八		千	利	一	会	九	利	一	会	億	に	に	、	八	債	の	に	二	て	基	、		
億	億		四	付	項	計	百	付	項	計	五	に	基	、	千	に	規	関	千	は	、	財		
百	三		百	国	の	に	四	国	の	に	千	は	づ	法	五	つ	定	す	八	額	、	政		
四	千		四	債	規	関	十	に	規	関	五	、	き	第	十	い	に	る	百	額	、	法		
万	二		十二	に	定	す	三	つ	定	す	百	額	発	六	億	は	基	法	六	面	、	行		
五	百		億	つ	に	る	億	い	に	る	八	面	行	十	千	は	づ	律	十	金	額	、	第	
千	六		円	、	基	法	円	、	基	づ	十	金	し	五	億	額	き	第	五	万	で	利	第	
二	十		円	、	づ	律	、	、	づ	き	万	額	た	第	千	は	づ	四	万	円	九	付	一	
百	六		円	額	き	第	、	、	き	第	五	で	利	第	五	額	き	十	五	面	、	国	項	
円	万		円	面	発	四	、	、	発	十	八	八	付	十	億	は	づ	六	十	金	額	、	債	
	円		円	額	行	十六	、	、	行	十六	百	九	国	の	五	で	利	第	十	、	特	別	十	規
			円	額	し	十六	、	、	し	十六	九	債	の	五	で	利	第	十	、	特	別	十	規	

の 経 利 入 価 ・
払 過 札 格 第
込 利 発 競 II
み 子 率 行 争 非

(一) 年
一・二パーセント
は、募入決定の通知を受け、
式により、払込金額を加えた
十号の規定する期日に、第
むもとのとす。るに、払込

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 12}{100} \times \frac{18}{365}$$

(二)
に発行のおいて、その利息
るもとのとす。るに、払込
口の座に記載又は振替口座
の口座に記載又は振替口座
に、前記の(一)の金額を
金額に、前記の(一)の金額を
金額に、前記の(一)の金額を
額(おたし、の、該、行、金、
時に、お、て、取、得、者、が、非、
住者に、又は、外国に、居住
に、は、た、金、額、に、適、用、を、受、
出、し、た、金、額、に、適、用、を、受、
は、外、国、税、法、人、が、適、用、を、
得、税、の、税、率、を、乗、じ、た、金、
控、除、す、る、こ、と、が、で、き、
平成十二年十二月十日を
払、金、と、し、て、支、払、う、に、
し、た、銀、行、支、払、う、に、
期、間、の、間、に、お、い、て、

規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五	償還期	償還金額	元利支	払場所	入札参加	払込期日
後第二期子以	日を支払期とし、各支払期にお	る利子を払う。	平成三十三年六月二十日	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成二十三年七月八日